

Ⅲ. 国勢調査員の職業類型と統計環境の地域的動向

朝倉 啓一郎
濱砂 敬 郎

1. 国勢調査員の職業類型

第一章「国勢調査員調査の問題視角と分析方法」において述べたように、「国勢調査員調査」(以下『本調査』と略称する)の回答結果は、調査対象である国勢調査員が居住する市町村の都市化類型だけでなく、その担い手である住民層がもともと帯びている社会経済的な属性によって著しく影響を受けている。本章では、国勢調査員の職業類型を、彼が居住する市町村の地域類型に重ね合わせることによって、分析を進めていこう。

はじめに二つのタイプの関連性を見ておこう(表1, 図1～4参照)。

職業別に見ると、東京・町田の代表的な国勢調査員は、家庭主婦層(73%)であって、それは居住年数の長さ特別な傾向はないが、中高年齢層を主体とする大量の女性調査員層(85.9%)である。大都市地域では、職業地と居住地の分離が、時間的にも空間的にも完全に進んでいるために、地域住民の政治経済的な社会関係や日常的な地縁関係は希薄であるから、町内会組織によって統計調査員を募集することは著しく困難になっている。それに代わって、広報による募集や既存の統計調査員による勧誘を通して、地方自治体に直接に雇用されるパート労働型の統計調査員層が出現している。町田における国勢調査員層の80%近くが、選任類型としては「広報・応募型」(61%)と「経験者勧誘型」(18%)で占められ、調査員を担当する動機も、70%の国勢調査員が「収入目的」である。そして、国勢調査員が実査業務を担当する調査区は、高層アパート、団地やマンション住宅(25%)や商工業建物・住宅混在地域(32%)および新興住宅地(26.4%)である。そこでは、国勢調査員と被調査者＝住民の地縁関係が希薄であって、住民層の統計調査にたいする非協力・拒否意識が強く、また被調査者にたいするアクセスが物理的にも容易でないといわれる社会的環境である。

つぎに同じ都市型の国勢調査員でも、福岡のそれは、類型を異にする。ここでも家庭主婦層が国勢調査員の中心的な担い手(41%)であるが、比較的に高年齢層(50才以上が65%)かつ、居住年数が比較的に長い住民層(居住年数20年以上層が56%、30年以上層だけでも33%)から、多くの国勢調査員が町内会組織によって募集されている(89%が町内会の役

員ないしは、その推薦)。それは、大都市のなかでも、住民層が長期的に定住し、町内会がなお地理的に機能している地域社会の国勢調査員類型と考えられるが、国勢調査員を引き受けた動機としては、調査対象者の60%が「頼まれたから仕方なく」と回答している。

福岡の国勢調査では、調査員の職業類型によって担当調査区の地理的環境が異なっており、主婦調査員層は、商工業建物・住宅混在地域(37%)に加えて、一般住宅地(24%)を比較的によく担当しているのにたいして、会社員調査員層では、商工業建物・住宅混在地域(32%)と高層住宅・高層団地(40%)が主要な実査地域である。今日なお、日常的な地縁関係が存続しており、顔見知り調査区において実査を担当した主婦調査員層は、60%に上っている。

農村部でも、今日の地方自治体がおかれている社会的経済的条件を反映して、3地点の回答傾向には差異が見受けられる。

はじめに熊本県農山村地域では、男性層(58%)、壮年齢層(30才～49才層が66%)、および長期居住層(25年以上層が67%)が比較的によく、国勢調査員に選任されている。そして、国勢調査員の60%が町内会組織を通して、またその29%が「町村からの直接依頼」によって任用に応じている。大企業の工場進出によって、町村民の中核層は通勤労働者化し、平日の余暇時間や週末の休暇時間も農作業や林業労働にあてなければならないから、国勢調査員の主要な担い手は地方自治体職員(職業別集計の56%)であって、担当の動機も56%の調査員が、「頼まれたから仕方なく」と答えている。ここでは、農山村地域の地理的条件を反映して、農林業地域に国勢調査区の70%近くが存在し、都市型の調査区である商工業建物・住宅混在地域(12%)や一般住宅(10%)は、それほど多く見受けられない。そして、ほとんどの調査区が近隣の「顔見知り地域」となっている。

つぎに、鹿児島県農村地域では、国勢調査員の90%以上、75%以上および、70%以上の者が、それぞれ性別には男性層、年齢別には50才以上層、および居住年数別には30年以上の居住者層から選任されている。それは、住民人口が高年齢化した過疎地域の実態を反映した国勢調査員像であって、59%の調査員が町内会組織によって、36%が地方自治体からの直接の依頼によって任用に応じている。公務員調査員は全体の12%と比較的に少なく、農林水産従事者層と無職男性層が、それぞれ国勢調査員の31%と23%を占めており、調査員を担当する動機も、56%の者が「頼まれたから仕方なく」と答え、また「社会奉仕になるから」が32%と比較的に高いことに、地域社会に封建的気風が残っている男性調査員層の意識がのぞいている。国勢調査区としては、農業地区が78%と熊本県農山村地域より

一段と高く、都市型の調査区は非常に少なく、血縁地縁関係に支えられた共同体の名残りが強い過疎地域の風景が支配的である。

長崎県五島地域では、国勢調査員の58%、87%および39%が、それぞれ女性層、年齢49才以下層(うち、40才未満層は59%)、および家庭主婦層である。ここでは、公務員層(34%)とともに、地域社会において、重要な社会経済的な地位を担う若中年の主婦層が統計調査員としてあらわれており、選任系統も「市町村から直接に依頼された」が49%で、2位の「自分が市町村職員だから」(19%)よりもはるかに大きい。国勢調査員を担当する動機も、調査員の35%が「仕方なく」と答えているが、その49%は「収入目的」をあげている。このような回答傾向は、過疎化が非常に進み、雇用・就業の機会に恵まれない家庭主婦層にとって、調査員業務が一つのパート労働的な職業になっていることの反映であろう。遠距離離島にあって、居住人口の高齢化が、著しく進行しているために、主要な産業である農漁業も後退しているためか、農漁業地域に存在する国勢調査区は53%と、農村部でも最もその割合が低く、商工業建物・住宅混在地域(16%)や一般住宅地(19%)の割合が比較的に高くなっている。

これまで概括してきたように、5つの調査対象地域の調査員像は、地域社会の産業経済の動向、地域住民組織の機能度、および地縁的な社会関係の強さによって大きく異なっている。地理的な地縁関係が希薄で、町内会組織がもはや日常的な人間関係を包摂することが難しい大都市圏の町田では、公募によって地方自治体に直接に雇用される「収入目的」の家庭主婦層が、他方大都市地域とはいえ、都市形成が古く、旧来の住民層が居住地域の社会経済的な条件によって定住し、地縁的な関係と町内会組織が維持されている福岡では、町内会組織によって「受け身的」に調査員業務を引き受ける家庭主婦層と男性有業・無業層が、大企業の工場進出によって、住民の中核層が新しい雇用関係に直接・間接に吸収されている熊本県農山村地域では公務員層が、農林水産業が今日なお支配的な産業であって、旧来の社会慣習が残っている鹿児島県農村地域では、農林水産業従事者層と高年齢の無職・男性層が、過疎化が進行し、遠隔地離島という地理的条件のために雇用の機会が少ない長崎県五島地域では、若中年の女性主婦層とそれを補完する公務員層が、それぞれの地域における国勢調査員の典型的な職業層である。これらの調査員層は、それぞれがおかれた社会経済的な条件や地方自治体との関係が著しく相違していることから、そのような歴史的地理的土壌のうえにおいて実施される国勢調査にたいする反応や評価も一様でなく、地域社会の一般的な地理的な条件に解消できない社会的な特殊性を備えている。したがっ

て、回答傾向を、調査対象地域の都市化類型だけでなく、国勢調査員層の本来的な社会経済的屬性、ここでは職業類型を重ね合わせて分析することによって、統計調査環境の具体相に接近していこう。

2. 統計調査における拒否要因

図5(Q11)は、「調査をことわる世帯がふえた」理由として、「a.個人の秘密を知られたくないから」、「b.調査結果が悪用されるおそれがあるから」、「c.調査に協力しても直接自分の利益にならないから」、「d.めんどくさいから」、「e.個人の権利意識が強まったから」、および「f.調査の必要性が理解されていないから」が、「どの程度大きいか」を問うた回答結果をグラフに表示している。グラフの数値は、「大きな理由になっている」と「少しは理由になっている」の和であって、1994年の『住民調査』では、「f.調査の必要性の無理解」(70%)→「a.個人の秘密」(68%)→「d.めんどくさい」(64%)→「b.調査結果の悪用」(54%)の順序に比率が高く、また回答率が高い3つの調査拒否の要因については遠隔地離島(富江)→農山村(知覧・矢部)→大都市(福岡)→大都市団地(町田)と、都市化が進むほど、回答比率が上昇する傾向的規則性が明瞭に見受けられた。それにたいして、『本調査』では、「f.調査の必要性の無理解」(71%)、「a.個人の秘密」(77%)、「d.めんどくさいから」(77.5%)は、『住民調査』におけると同様に高い比率であるが、「調査結果の悪用」(50%)よりも「個人の権利意識」(59%)が「調査拒否の理由」として広く意識されていることは、回答者が直接に調査業務にかかわっているからとも考えられる。

回答比率が高位にある三つの調査拒否の理由についてみると、都市化類型にそっての傾向的規則性は見られず、鹿児島県農村地域を除いて、いずれの地域でも著しく高い回答比率になっており、統計調査員として、調査環境の実態に敏感に反応した回答結果と捉えられよう。とくに、町田や福岡の家庭主婦層において、「a.個人の秘密」、「d.めんどくさい」および「f.調査の必要性の無理解」は、回答比率が9割前後ときわめて高く、それは政府統計の調査環境を悪化させている要因が、ほとんどの国勢調査員の意識にのぼっており、都市地域においては、統計環境の危機的な状況が、統計実査の主要な担い手にとっては耐えがたい状況になりつつあることを物語っている。それは、『国勢調査員の声』において、町田の主婦調査員では、「住民登録制度等を利用した他の方法を採用すべきだ」という調査ベースによる国勢調査の限界を指摘し、代替方法を提案する要求として、福岡の主婦調査

員では、「警察官等によって調査員が引き受けられるべきだ」という調査員の選任方法の見直しを求める要望となってあらわれている。

他方、農村部に眼を転じると、3地域ともに調査拒否の理由を意識する公務員調査員の比率が、地点平均よりも高くなっていることが特徴的である。熊本県農山村地域では、「個人の秘密」、「めんどくさい」および、「調査の必要性の無理解」について、地点全体の回答比率が、それぞれ83%、80%および78%にたいして、公務員調査員層のそれは、87%、86%および、83%となっており、さらに知覧では、その差が27ポイント(52%と79%)、11ポイント(59%と70%)および9ポイント(48%と57%)に拡大している。

また、長崎県五島地域では、「めんどくさい」を調査拒否の理由として挙げる公務員調査員層の比率は、主婦調査員層よりも8ポイント(74%と82%)低くなっているが、「個人の秘密」と「調査の必要性の無理解」では、主婦調査員層と同様に高い回答比率(83%～85%)となっている。このような調査環境の悪化要因にたいする地方公務員層の敏感な反応、あるいは政府統計にたいする否定的な評価が、他の設問項目の回答結果においても見受けられることは、地方自治体の統計事情に関連して注目すべき徴表であって、設問ごとに分析を深めていく必要があろう。

ところで、調査拒否の理由として回答比率が高い事項について、それを規定する具体的な要因を精査することは、今日の統計調査環境の実態を析出するために重要であって、『本調査』では、「個人の秘密」に関連して、「今日の国勢調査で最もいやがられたと思われる調査項目」(Q9-3)をたずねている(図6参照)。回答では、国勢調査の調査項目「1.氏名、2.続き柄、3.年齢(生年月日)、4.配偶者の有無、5.国籍、6.仕事の有無(あり、なし)、7.勤め先の名前、8.仕事の種類、9.世帯数、10.住宅の状態、11.その他(記入)」から三項目が選択されている。

回答比率が高い順に調査項目をみると、「8.仕事の種類」(62.2%)→「7.勤め先の名前」(54.5%)→「6.仕事の有無」(36.0%)→「10.住宅の状態」(23.7%)＝「4.配偶者の有無」(23.6%)となっており、他の調査項目は、10%未満の低い比率である。回答比率が高い5つの調査項目は、調査地域の都市化類型にそって異なる回答傾向を示している。「10.住宅の状態」と「4.配偶者の有無」は、都市部では、いずれの職業層をとっても20%におよばない回答比率であるが、農村部では30%から40%の比率となっている。また「6.仕事の有無」は、都市部と農村部を通じて30%台の水準で著しい差はみられない。「8.仕事の種類」は、都市部で比較的に高く、農村部の公的権威型ないしは公共性型調査員である公務員層にたい

しても、熊本県農山村地域や鹿児島県農村地域では、住民が回答に嫌悪感をあらわす調査項目である。また、「7.勤め先の名前」は、農村部と都市部では回答比率の落差が大きく、前者では40%前後、後者では60%～80%となっている。そして、農村部の公務員調査員にたいしても「8.仕事の種類」と同様に否定的な感応が示されている。要するに、国勢調査の調査項目にみるかぎり、住民が回答したくない調査項目は、住民の自然的属性や非経済的属性ではなくて、経済的な属性であって、それは都市部において強まる傾向があるが、農村部における地方公共団体の直接の担い手である公務員調査員層にたいしても和らげていない。現代社会の経済的性格を考慮すると、調査項目にたいする回答嫌悪感にあらわれた住民意識の傾向は、統計調査におけるプライバシー現象を社会法則として把握する必要性を改めて痛感させる。

ここに統計環境の悪化現象が容易にとどまらない基本的な要因がある。そして、社会意識としてのプライバシー意識が強まっていくなかで、統計実査の具体的な局面においてだけでなく、「国の統計調査」にたいして、「個人の秘密」を優先されるべきであるという住民の認識も広がっている。1994年の『住民調査』では、「正しい統計をつくるためであっても、個人の身上や生活内容にふれるべきではない」という意見は、全国の5つの調査地点いずれにおいても55%～60%で、「より正しい統計をつくるためには、個人の身上や生活内容にふれることがあっても仕方がない」という意見の26%から40%を圧倒している。『本調査』の同じ設問にたいしては、国勢調査員という職務を反映してのことであろうが、前者のプライバシー優先志向の回答は、調査対象地域全体平均では50%に後退し、統計優先志向の回答が同じく47%に増加しているものの、鹿児島県農村地域を除くと、いずれの地域においても前者が後者を上回っている(図7)。そして、全調査対象地域の各職業層を通して、プライバシー優先志向が強い調査員層は、福岡の会社員層(63%)とならんで、熊本県農山村地域と長崎県五島地域の公務員層(それぞれ56%と54%)である。鹿児島県農村地域の公務員調査員層も回答水準そのものは41%であるが、同地域の地域平均や他の職業層と比較すると、10ポイントから15ポイントも高い数値となっている。ここには、公的權威ないしは公共性の担い手である公務員調査員層が統計調査の申告義務を基礎づける政府統計の公共性よりも、個人情報の私的性格を重くみる統計軽視ないしは統計にたいする低い評価の一端をうかがうことができる。このような公務員調査員層の統計意識の「弱さ」を、都市部の困難な調査環境のなかで苦慮している主婦調査員層のプライバシー優先志向(町田48%、福岡52%)と合わせて考えると、政府統計にたいする政治的社会的評価

の低さを改めて直視しなければならないであろう。

3. 国勢調査における申告義務意識の様相

調査環境の悪化現象にたいしては、第1章において述べられているように、これまで改善措置が進められてきているし、今回の国勢調査においても、調査を実施するための経済的情報的な措置は可能なかぎりとられている。図8(Q7)は、政府の広報(PR)によって、今回の国勢調査が実施されることが、一般住民＝被調査世帯によって認知されていたかを問うている。それによると、すべての地点の全体層および、それぞれの典型調査員層の7割から8割が「ほとんどの世帯ないしは7割以上の世帯」が「国勢調査が実施されることを知っていた」と答えていることから、総務庁統計局や地方自治体統計機関による国勢調査のための広報は、精力的に行われていたと判断することができよう。また、調査全体の経費、調査員手当はじめ地方自治体への経済的補償等をとっても、国勢調査を円滑に進めるための経済的組織的な措置は十分であったと評価することができよう。

しかし、政府の広報活動や統計調査員の実査業務によって、国勢調査の重要性と申告義務、調査目的や調査内容について、国民がどの程度に理解し、認知かつ評価しているかを『本調査』の回答結果によって分析してみると、国勢調査がおかれている深刻な社会的状況が浮かび上がってくる。

図9(Q9-1)と図10(Q9-2)は、国勢調査員が、世帯訪問のなかで、a)「かならず答えなければならないのか」(申告義務)、b)「この調査はなんのためにするのか」(調査目的)、c)「なぜこんな項目まで調べる必要があるのか」(調査の必要性)および、d)「税金の資料など他の目的には本当に使わないのか」(統計目的外利用)について質問を受けた頻度と、それに対する応答の難易度をたずねた設問にたいする回答結果を示している。「a. 申告義務の有無」については、都市部、とくに町田では、国勢調査員が最も質問を受け、そして、「c. 調査の必要性」ほどではなくても、説明・応答が難しい項目となっている。「b. 調査目的」については、都市部、農村部ともに4割から5割の国勢調査員が質問を受けているが、説明・応答がそれほど難しい事項となっておらず、「c. 調査の必要性」は被調査者の質問の頻度においては、「b. 調査目的」よりも低く、都市部農村部において3割から4割の回答比率であるが、調査員が最も説明に苦慮する事項であって、都市部では6割から7割、農村部でも5割から6割弱の回答比率となっている。「d. 統計目的外利用」は、統計調査における

秘密保護の広報が徹底的になされているためか、被調査者が発する質問の頻度は、都市部では2割以下、農村部でも4割以下と最も低い比率であって、また最も説明が困難であると答えた調査員の回答比率も、全地点で2割から3割と低くなっている。統計調査の「申告義務」とその法律の実効性を実質的に支える「調査の必要性」にかんする認識は、とくにセンサス型の統計調査の成否にかかわっており、しかも、統計調査員が、その説明に苦慮していることから、ここでは、職業別の典型調査員層の回答傾向を分析することによって、こんにちの統計調査環境問題の深層に迫ってみよう。

町田の主婦調査員層では、「申告義務」と「調査の必要性」について、最も説明に困ると回答した者が、それぞれ64%と69%となっており、政府の強力な広報・情宣活動にもかかわらず、国勢調査の重要性にたいする住民の認識が深まっていないことを物語っている。しかも、先に分析したように、大都市住民の統計調査にたいする非協力意識は臨界点に達していることから、住民の申告義務にたいする疑念の強さは、実査業務の肉体的苦痛(夜間訪問や繰り返し訪問)と相まって、調査方式による国勢調査を断念し、住民登録制度等にもとづく代替法を求める「国民調査員の声」となって表出している。

福岡の主婦調査員層においても、「c.調査の必要性」が最も説明に困ると訴える者の比率は66%の高さであって、「a.申告義務」についても、それが49%となっている。そして、調査方式の変更を求めるほどラディカルではないが、警察官等の「強力」な調査員を任用すべきであるという「声」が見受けられる。

農村部の回答結果では、主婦調査員層とならんで公務員調査員層が「a.申告義務」と「c.調査の必要性」について最も説明に苦慮している。とくに熊本県農山村地域では、75%が、他の2つの地域でも60%以上の公務員調査員が申告義務にたいする質問の応答に困難を感じており、国勢調査の必要性についても、40%前後の者が説明に苦労している。先進主要国の国勢調査環境と合わせて推察すると、このような公務員調査員層の「否定的」な反応の背景には、政治的経済的に衰退している地方社会と財政的組織的に脆弱化した地方自治体において、国勢調査の重要性が積極的に評価されているのではなくて、国勢調査のような大規模な統計事業が社会的組織的過度な負担を強いている実情が介在しているといえないであろうか。

国勢調査員が被調査者である一般住民の国勢調査の必要性や申告義務にたいする疑問に苦慮していることが確認されたが、わが国の統計法が定める指定統計制度の存立条件である申告義務規定が、社会的な実効性を喪失しつつあることは『本調査』のつぎの設問にた

いする回答結果にも表出している。設問は、「くりかえし訪問して、調査の目的や趣旨を説明しても協力が得られなかったとき、あなたならどうしますか」とたずね、回答の選択肢は「1.自分の立場を説明して頼みこむ」、「2.申告義務を説明して説得する」および「3.指導員(市町村の統計職員など)に代わってもらう」となっている(図1 3 参照)。

これまでの分析から、比較的に調査環境が良好な状態にあると思われる鹿児島県農村地域では、40%以上の国勢調査員が調査協力を得られない状況では、申告義務規定によって説得している。そして、農林業従事者調査員層や男性無職調査員層の25%以上が調査職務上の立場にかんする理解を求めることによって調査協力を得ようとしている。旧来の血縁関係や地縁関係が、今日なお機能する封建的な気風が残っている地域社会では、政府の統計調査が近代的な国家－市民関係を前提とする法律的な関係ではなく、公的な権威や共同体優先志向に訴えることによって成り立ってきたことを物語っている。それは、私たちが1979年に実施した『統計調査員調査』において、より強く確認されたことである。

しかし、旧来の村落社会が変容することによって、政府の統計調査がこれまで前提としてきた社会的条件が解消しつつあることは、公務員調査員層の30%以上が、調査協力が得られにくい状況では、「指導員に代わってもらう」措置をとっていることにうかがうことができる。このような「指導員交代型」の調査員層の比率は、他の調査対象地域に眼を転じると大きく拡大し、長崎県五島地域、熊本県農山村地域および福岡市では50%前後に、さらに町田市ではほぼ60%に達する。とくに「今後も統計調査員を引き受けたい」と思う割合が高い長崎県五島地域の主婦調査員層では70%が、福岡市と町田市の主婦調査員層の60%が、指導員交代型であって、申告義務に訴える調査員層の割合は、25%から20%と低い。

ここには、国勢調査という最も重要な政府の統計調査においても、広範な住民層が申告義務の存在に疑念を呈し、国勢調査員が申告義務の存在によって、それを容易に克服することができない状況が露呈している。統計法の申告義務規定の存在にたいする認識の有無、その法規定の行使の有無、および指定統計調査の重要性にかんする評価の有無とわが国における統計体系の背骨をなす指定統計調査の根幹にかかわる問題点である。

4. 統計調査員の選任難の要因

統計調査の拒否要因が広範な住民→国勢調査員層に認識され、統計調査の申告義務や社会的必要性にたいする疑問が存在することは、統計調査員に反射し、その実査業務を困難

にし、地域社会の地理的環境の変容と相まって、統計調査員の選任難をもたらしている社会的要因である(『研究所報』21号「特集:統計調査環境の現状と変容」参照)。そして、統計調査員の選任難にかんする『本調査』の回答結果にも、政府統計と統計調査がおかれている実情がよく捉えられている。

図11(Q8)は、「あなたは、今後も国の統計調査員を引き受けたいと思いますか?」という質問にたいして、「1. 思う」と「2. 思わない」と回答した各職業層の比率を示している。図が示すように、農村部では、「今後も国の統計調査員を引き受けたいと思う」調査員が、「思わない」調査員の回答比率を上回っているが、回答比率は、各職業層によって、一様ではない。統計調査環境が比較的に良好であると考えられる鹿児島県農村地域においても、農村業従業者調査員層の62%が、また、長崎県五島地域や熊本県農山村地域の公務員調査員層の40%~45%が「引き受けたいとは思わない」と回答している。

都市部では農村部と異なって、福岡市の調査員の70%以上と町田市の調査員の54%が「引き受けたいとは思わない」と調査業務にたいする拒否感をあらわにしている。町田に比較して、統計調査環境がそれほど悪化していないと考えられる福岡市では、主婦調査員層と会社員層ともに、調査業務にたいする拒否感が高く、劣悪な調査環境のもとで、調査業務に携わっている町田市の主婦調査員層よりも18%高い数値結果を示している。調査対象地域の都市化類型だけでなく、国勢調査員各層がおかれた社会的経済的条件によって、国勢調査員各層の統計意識と実査環境が規定されることは、これまでの回答傾向の分析によって明らかであるが、調査員業務にたいする親近感ないしは拒否感が、国勢調査の職業層によって大きく異なっていることは、統計調査員の任用系統や就業動機とともに統計調査員の確保策を改善するために十分に考慮されるべきことであろう。

つぎに国勢調査の実査業務を体験した職業各層は、統計調査員の選任難の理由をどのように意識しているか。

図12(Q10)は、「最近、一般に統計調査員を希望する人が少なくなっている」理由として、「a. 仕事のわりには報酬が少ないから」、「b. 非協力世帯が多いから」、「c. 夜間訪問をしなければならないから」、「d. 調査員の仕事が臨時的(臨時職)だから」、「e. 調査票が複雑だから」、および「f. 統計調査員が大切な仕事と教えられていないから」が、どの程度大きいかを問うた結果である。グラフの数値は、「1. 大きな理由になっている」と「2. 少しは理由になっている」の回答比率の和である。全対象地域では、「c. 夜間訪問」(75.7%)→「b. 非協力世帯」(63.5%)→「a. 報酬の少なさ」(51.4%)→「e. 調査票の複雑さ」(47.7%)→「f. 統計

調査は大切ではない」(45.5%)→「d. 調査員は臨時職」(25.9%)の順序となっており、「c. 夜間訪問」と「b. 非協力世帯」については、鹿児島県農村地域を除いて、離島→農山村部→地方大都市→首都圏大都市地域と都市化類型にそって、統計調査員の選任難の理由として意識する国勢調査員の比率が上昇している。とくに「c. 夜間訪問」は、町田地域や福岡市では、90%弱と回答比率としてはほぼ飽和点に達しており、現代都市の地理的環境のもとでは、夜間調査がとりわけ主婦調査員にとって大きな困難性・危険性を発生させている社会的事情であることを物語っている。また、「c. 非協力世帯」の広範な存在が都市部主婦調査員層の80%以上に、統計調査員の選任難の理由として意識されており、被調査者の感情的な調査非協力行為が、地域の物理的条件と相まって統計調査員に反射し、その「精神的な苦痛」をもたらしている基本的な要因である。

他方、農村部の熊本県農山村地域や長崎県五島地域においても、「c. 夜間訪問」と「b. 非協力世帯」は、統計調査員の選任難の理由として65%から80%の国勢調査員に意識されている。とくに「夜間訪問」については、両地域の公務員調査員層で80%から90%に近い高率であって、地方自治体職員の勤務条件と統計調査の調査対象者である住民層の就業形態を反映した数値であろうが、農村部においても、現代的な雇用関係の拡大が着実に統計調査の社会的環境を変容させている一つの徴表であろう。また、「b. 非協力世帯」にたいする公務員調査員層の回答比率も、熊本県農山村地域75%と主婦調査員層よりも80ポイントも高く、五島地域の公務員層でも60%を上回っており、地方政府の担い手である公務員層にとっても、住民層の調査非協力行為が調査員選任の理由として広く意識されていることは、これまで、統計調査が成立してきた伝統的な社会的基盤が崩壊しつつあることを物語っている。地域全体の回答比率が低い鹿児島県農村地域においても、公務員層の「c. 夜間訪問」と「b. 非協力世帯」にたいする回答比率は、それぞれ72%と69%と、地域平均をともに20ポイントも上回っている。そして農村部3地域に共通してみられる公務員調査員層の否定的な回答比率の高さは、国勢調査では、一時的に大量の調査員を組織する必要性があることが、若年人口が流出し、残存居住人口が高齢化しつつある地方社会においては、地方自治体の、大きな負担になりつつある証左であろうか。

「a. 収入の少なさ」の回答比率では、調査対象の地域間の地域差よりも職業類型の格差が著しく大きい。そこからも「b. 非協力世帯」と「c. 夜間訪問」の回答傾向にかんする分析結果と同根の社会的要因を析出することができる。町田の家庭主婦層は、「収入目的」の国勢調査員であるだけに、66%の比較的に高い回答比率を示している。しかし、それは、町田

の地域平均を超えず、「b. 非協力世帯」や「c. 夜間訪問」の回答比率と比較しても、20 ポイント以上低く、調査員手当の水準そのものよりも、それと釣り合いに大きい精神的肉体的労苦を投影した数値であろう。したがって、同じ主婦調査員層であっても、「収入目的」ではなく、町内会組織によって「仕方なく」調査員を引き受けた福岡の主婦調査員層では46%と、「b. 非協力世帯」や「c. 夜間訪問」より35 ポイントから50 ポイントも低い回答比率になっている。

農村部では、3 地域ともに、公務員調査員層が、他の職業層よりも「a. 報酬の少なさ」に反応していることが特徴である。熊本県農山村地域が、公務員層の回答比率は67%と、地点平均よりも10ポイントと高くなっており、鹿児島県農村地域では、それが15ポイントに拡大している。さらに長崎県五島地域では、公務員層の回答比率が、「収入目的」の主婦調査員層よりも、11ポイントも高くなっている。しかし、このような公務員層の回答傾向から、公務員調査員層が調査員手当の報酬額そのものに不満を持っていると即断することはできず、ここでも、国の統計事業である国勢調査予算はじめ、そのあり方全体を積極的に肯定することができない地方自治体の実情が表出した回答結果と考えられよう。

5. 小括

これまで、統計調査環境の動向を、国勢調査員の職業類型との関連性において分析してきた。統計調査環境の変容傾向が、調査地点の都市化類型と調査対象者の世代類型を通して着実に進行していることは、私たちの1978年と1994年の「統計環境実態調査＝住民の統計意識調査」によって明確に把握することができたが、『本調査』の分析によって、都市部においては、統計環境の悪化現象が飽和点に達することによって、国勢調査が成立する社会的基盤が危機的な状況に陥りつつあることが、統計調査員の選任難と統計調査にたいする非協力・拒否要因の分析、統計調査の申告義務や必要性にかんする社会的評価の分析によって明らかになっている。また、農村部においては、とくに公務員調査員層の特徴的な統計意識を浮き彫りにすることによって、地域社会や地方自治体がおかれている困難な統計事情が析出されている。

統計調査環境の深刻な状況は、政府統計関係者によっても強く認識され、統計調査における個人や世帯の負担を、企業のそれとは区別することによって、「心理的負担」として捉え、それを軽減するために、統計意識の高揚が強調されている。

「統計は、国民の理解と協力があって初めてその目的が実現可能となる。そのためには、統計にかんする普及啓発、統計教育の充実はもとより、企業等の機密保護、国民のプライバシー意識等に配慮しつつ、個別情報の秘匿性の確保を担保することが重要である。また、国民生活の重視および高度情報化社会の到来等の視点を踏まえ、統計が国民の共有財産であるとの認識を一層深めるよう努めるとともに、国民各界各層の多様な統計利用ニーズにこたえた統計行政を実現する必要がある。」(統計審議会答申『統計行政の新中・長期構想』(全国統計協会連合会篇 1995年)6頁)

『本調査』においても、「国の統計調査にもっと協力が得られるようにするために」、小中学校の統計教育においては、「グラフの作り方や計算の仕方を教える」よりも「統計と人々の生活の結びつきを教えること」が重要であるとする国勢調査員は、いずれの調査地域およびいずれの職業階層をとっても、87%から97%に達する圧倒的多数であり、また統計調査にたいする調査協力を確保するための有効な措置としては、「協力者に謝礼をする」や「調査結果をすみやかに調査協力者に知らせる」よりも、「調査結果が政治や行政にどのように役立っているかを明らかにする」方が効果的であると回答した国勢調査員も、鹿児島県農村地域の公務員調査員層(67%)を除いて、70%台後半の比率である。したがって、統計調査環境を悪化させていく基因であって、社会法則的に作用するプライバシー意識の強まりに拮抗して政府統計と統計調査の公共性を高め、統計環境を保全するための現代的な要因は、統計精神を国民の中に意識的組織的に育成・浸透させていくことでなければならない。換言するならば、経済・法律・政治・文化それぞれの社会的事象にたいして経済意識・法意識・政治意識および文化意識としてそれぞれの精神現象の社会的領域が存在しているように、社会的事象として統計についても、自立的な統計意識＝統計精神を確立していくことである。2000年世界人口センサスが当面する欧米諸国の動向をみると、統計調査の公共性と政治における統計の公正機能を高めていくことが、今日の統計政策の中心的な課題でなければならない、統計調査環境の分析は、そのことを確証している。

表1 国勢調査員調査対象者の基本属性表

都 県		東京都 (町田市)	福岡市 (中央区等7区)	熊本県 (矢部町等5町村)	鹿児島県 (知覧町等6町)	長崎県 (福江市等5市町)
性 別	不明	1.0	1.2	1.0	1.5	0.4
	男	13.1	41.8	58.3	91.1	41.9
	女	85.9	57.0	40.7	7.5	57.8
年 令	～29才	5.0	1.4	15.3	2.5	23.5
	30～39才	18.9	11.7	26.4	8.3	35.4
	40～49才	29.2	21.0	39.3	13.5	28.5
	50～59才	31.5	26.0	12.9	14.9	7.9
	60才～	15.1	39.4	6.1	60.8	4.7
	不明	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0
	～4年	10.1	9.8	3.4	3.9	17.3
移 住 年 数	5～9年	16.9	12.2	4.7	4.6	9.4
	10～14年	9.6	11.0	6.1	8.9	12.3
	15～19年	20.9	11.2	8.1	6.0	7.9
	20～24年	14.1	12.4	9.8	5.8	17.3
	25～29年	15.1	10.3	7.8	3.3	7.2
	30年～	12.6	33.2	59.3	67.0	28.2
	不明	0.8	0.0	0.7	0.4	0.4
最 初 の き っ か け	「公報」を見て応募	61.5	0.2	0.0	0.4	10.5
	経験者から誘われた	17.6	2.1	1.7	1.0	16.2
	直接依頼された	12.8	2.6	55.3	29.0	48.7
	自分が職員だから	1.5	0.0	38.3	7.1	19.1
	町内会から推薦	0.5	53.2	1.7	15.4	0.0
	町内会の役員だから	0.5	36.0	2.0	43.6	0.0
	その他「記入」	5.3	5.5	1.0	3.1	4.3
	無記入	0.3	0.2	0.0	0.4	1.1
引 き 受 け た 動 機	社会勉強	46.3	31.5	37.3	44.8	35.0
	仕方なく	11.8	60.4	55.9	55.8	35.0
	収入を得たい	70.5	12.9	13.2	4.4	48.7
	ひまができた	21.9	10.7	5.4	6.0	21.3
	社会奉仕	20.2	26.0	25.8	32.4	17.3
	その他「記入」	3.3	16.2	9.8	12.2	4.7
職 業	農林水産業	0.0	2.1	10.5	31.1	4.3
	自営の商工業サービス	2.8	9.3	1.0	6.4	3.6
	会社員（団体職員を含む）	7.1	16.0	12.9	11.0	9.0
	公務員	2.3	3.1	55.9	12.0	33.9
	その他の職業	8.6	11.9	7.1	10.0	7.6
	無職・男	18.1	22.4	4.1	24.3	6.9
	無職・女	61.1	33.9	7.5	3.7	33.9
	不明	0.0	1.2	1.0	1.5	0.7
合 計		397	419	295	482	27

図1 国勢調査の調査員を引き受けたきっかけ

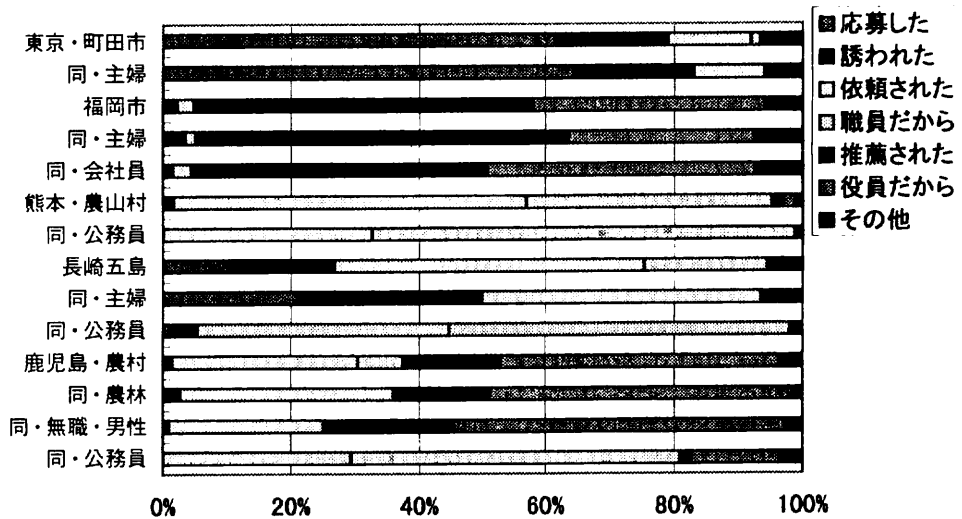


図2 国勢調査の調査員を引き受けた動機

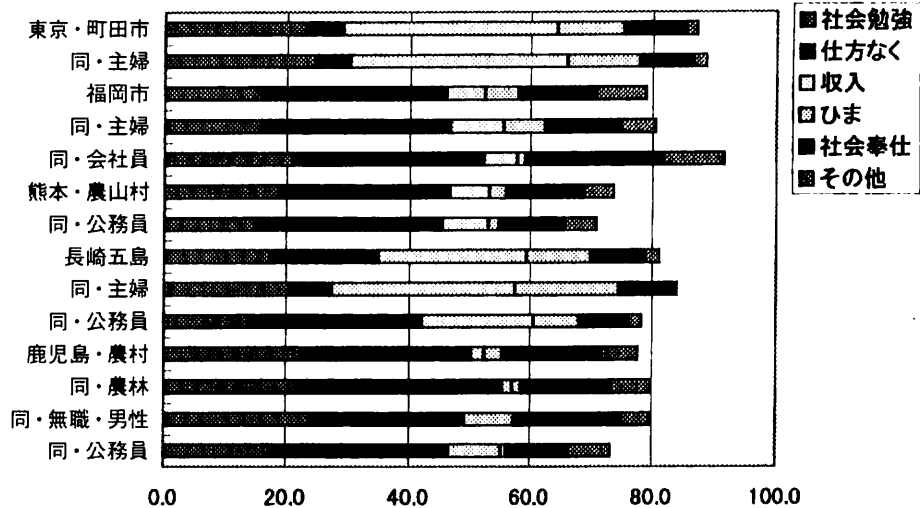
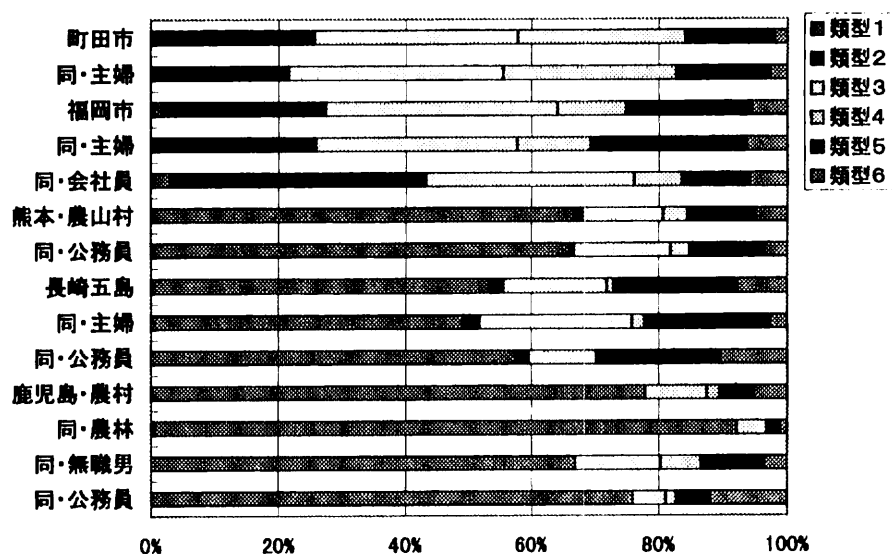


図3 担当調査区の地理的状況



注: 類型1: 農、林業、農漁業、その他の農業地区

類型2: 高層住宅、高層団地

類型3: 商店街・繁華街、住宅密集地区、町工場・住宅地、商店・住宅地区

類型4: 新興住宅地

類型5: 類型2～4以外の住宅地

類型6: その他の地区

図4 「顔見知り」調査区かどうか

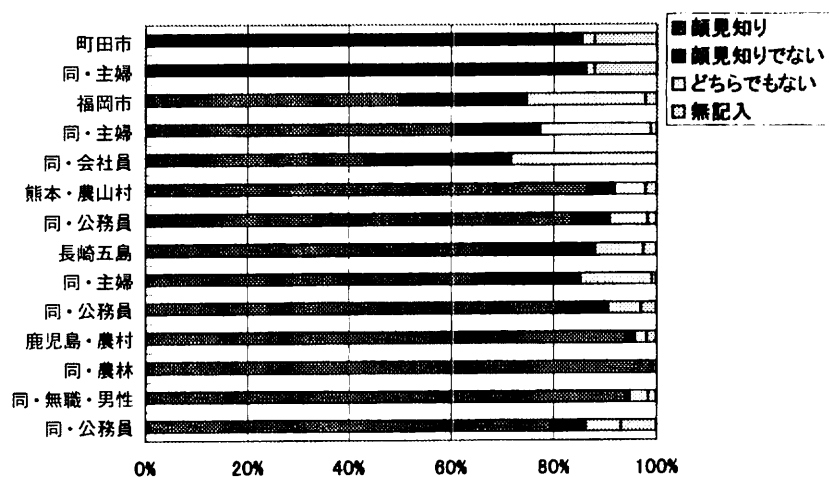


図5 調査拒否の理由

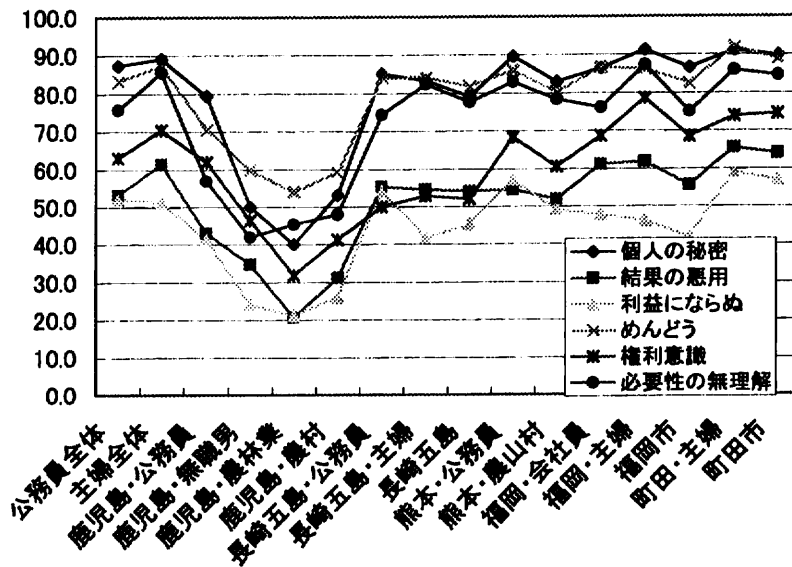


図6 国勢調査で嫌がられた調査項目

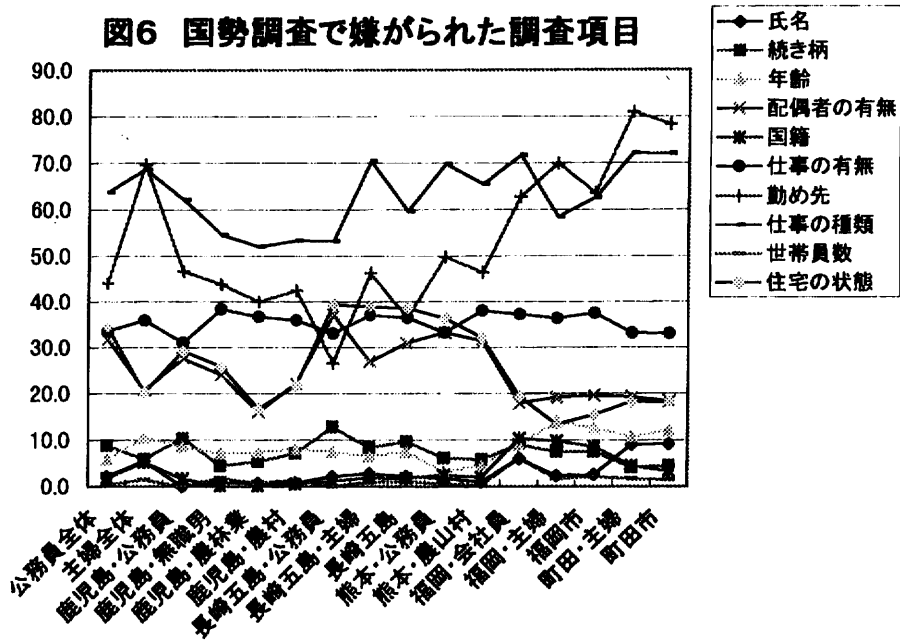


図7 正しい統計と個人の秘密はどちらが重要か

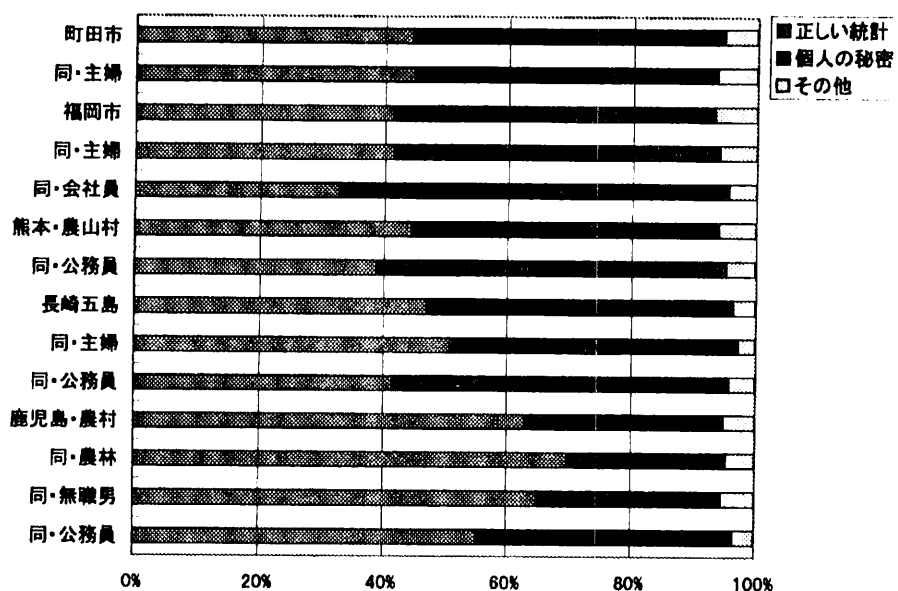


図8 国勢調査の実施を訪問世帯は知っていたか

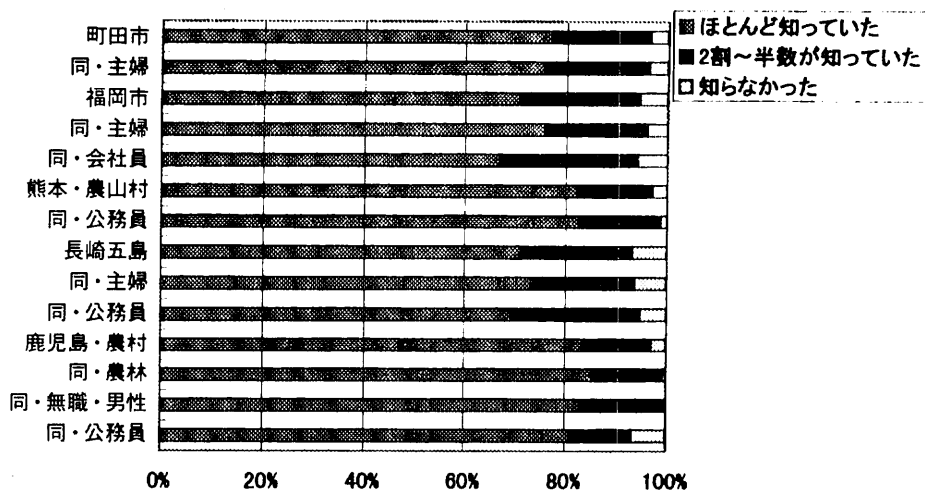


図9 国勢調査で調査員が最も質問された事項

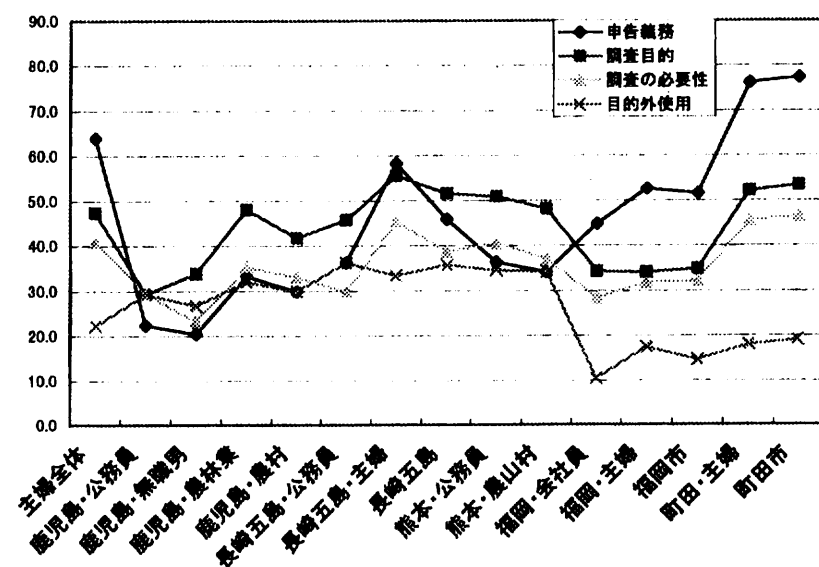


図10 調査員が最も説明に困った質問

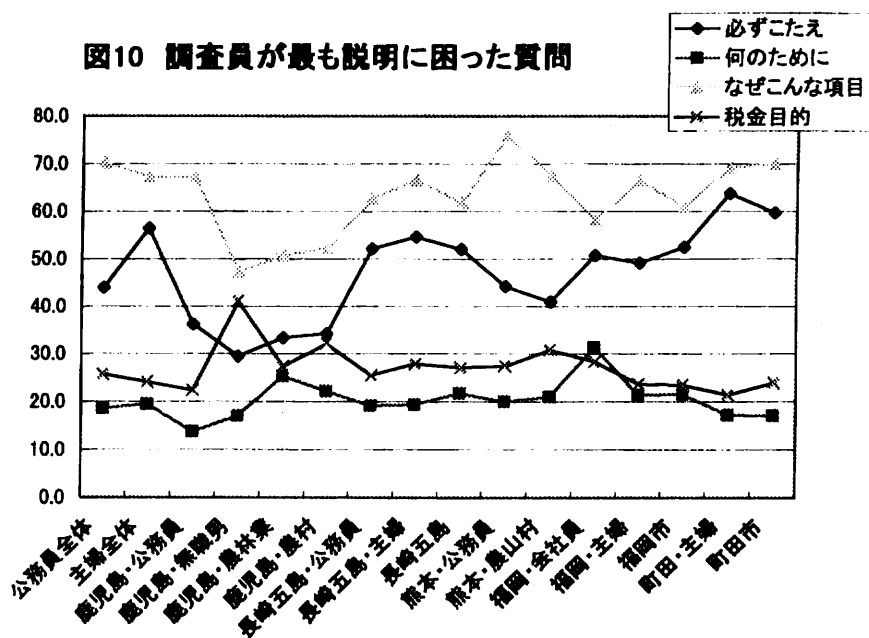


図11 今後も統計調査員を引き受けたいか

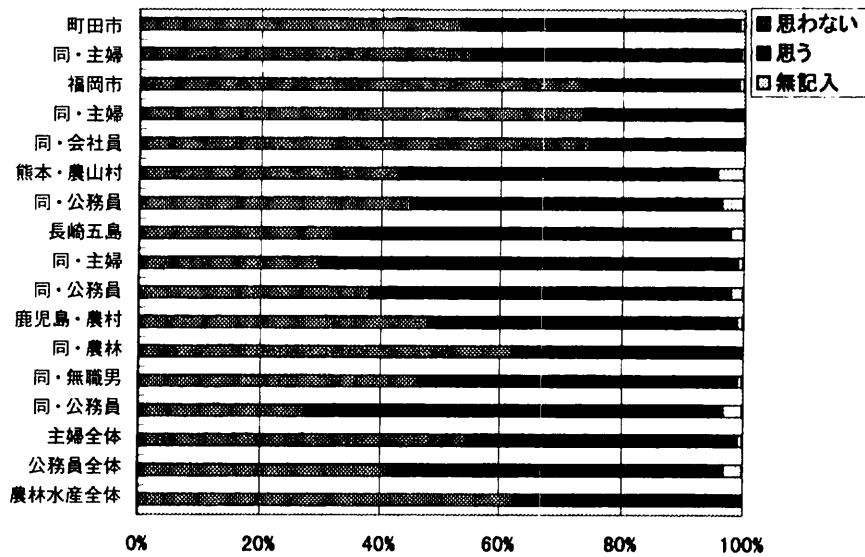


図12 統計調査員選任難の理由

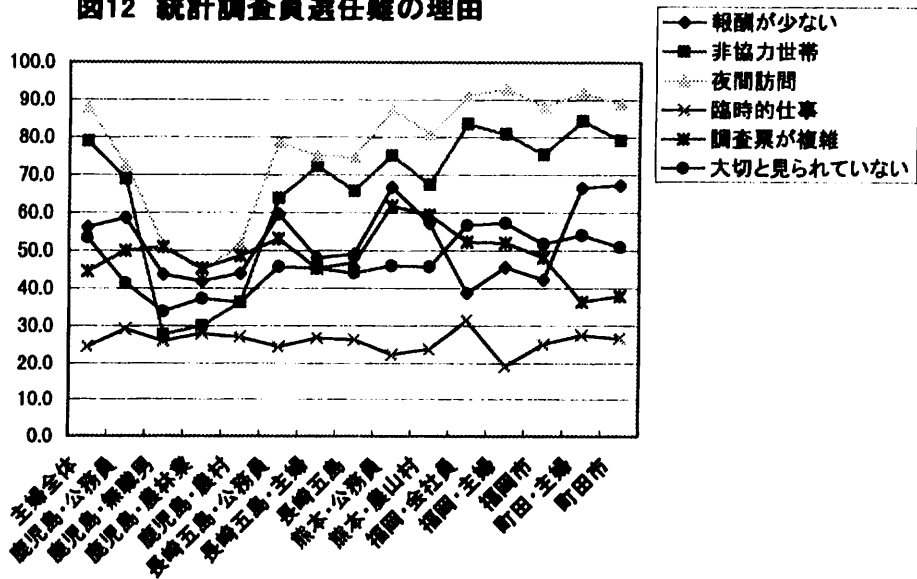


図13 調査協力を得る方法

